

不正競争	判決年月日	令和5年3月23日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和4年（ネ）第10098号		
○ 原告各製品の商品の形態は不競法2条1項1号の周知な商品等表示に該当するとはいえない。 ○ 原告各製品（第4世代製品）と被告各製品は、安定器（ただし、ワット数は同じ）以外は、本体部分（発光部分、台座等）とシェード部分の構成は同一又は類似するものといえ、両製品間には実質的同一性が認められるが、原告各製品（第4世代製品）を製造及び販売するに当たり、控訴人が自ら費用及び労力を投下して商品を開発したと認めることはできないから、被告各製品が不競法2条1項3号に規定する原告各製品（第4世代）の商品の形態の模倣に当たるとして、被控訴人に対し、被告各製品の差止め（不競法3条）及び損害賠償（不競法4条）を求める控訴人の請求は、いずれにしても理由がない。				

（事件類型）差止請求、損害賠償請求控訴事件 （結論）控訴棄却

（関連条文）不正競争防止法2条1項1号、3号、3条1項、4条、5条1項

判 決 要 旨

第1 事案の概要

- 1 本件は、原判決別紙原告製品目録記載の各製品（原告各製品）を販売する控訴人が、被控訴人に対し、①原判決別紙被告製品目録記載の各製品（被告各製品）は控訴人の商品等表示として需要者の間に広く認識されている原告各製品の形態と同一であり、被控訴人による被告各製品の輸入及び販売は控訴人の商品と混同を生じさせる行為であって、不正競争防止法（不競法）2条1項1号に該当するものであり、また、②被控訴人が輸入又は販売する被告各製品は、原告各製品の商品の形態を模倣するものであるから、同項3号に該当するものであると主張して、不競法3条に基づいて被告各製品の販売、輸入の差止め及びその廃棄を求めるほか、不競法4条に基づいて1億円（不競法5条1項による推定）の支払を求める事案である。
- 2 原判決は、①原告各製品は不競法2条1項1号の商品等表示に該当するものではない、②控訴人は、原告各製品の第4世代製品について自らの費用及び労力を投下してこれを開発し市場に置いた者とは認められないから、営業上の利益を侵害された者（不競法3条1項、4条）に当たらない、③原告製品第1世代製品の発売から3年が経過しているため、不競法2条1項3号は適用されない旨判断して、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として、控訴の趣旨第2項ないし第4項の限度で控訴をした。

第2 判断の要旨

1 原告各製品の形態が控訴人の「商品等表示」（不競法2条1項1号）として周知であるか

控訴人が日本国内で販売してきた原告各製品は、平成22年以降発売されているところ、原告各製品を構成するもののうち、本体部分（発光部分、台座等）は、世代製品ごとに構成が異なるものであるが、シェード部分の形状は、各世代製品間で共通しており、控訴人が開設したオンラインショップのウェブページ上でも、原告各製品の構成のうち、シェード部分の形状が他社製品と違う点を強調しているように、その外観であるシェード部分に特徴的な商品の形態があるといえる。

他方で、原告各製品の第1世代製品を開始した平成22年から遅くとも被控訴人が被告各製品を日本国内で発売を開始した平成30年10月までの間における原告各製品の販売数量は明らかではなく、また、原告各製品の特徴的部分であるシェード部分のうち、少なくとも、原告製品2は、レ・クリント社が製造及び発売するモデル30と類似のプリーツ状のシェードであって、独占的にその形状が使用されてきたものとはいえない。

これらの点を措くにしても、周知な商品等表示というためには、原告各製品が原告の商品であることの出所を示す出所識別機能を獲得するとともに、需要者の間に広く認識されるに至ることが必要であるところ、これらの点を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

したがって、その他の点について判断するまでもなく、原告各製品の商品の形態が不競法2条1項1号に規定する「商品等表示」に該当するとは認められない。

2 控訴人が「営業上の利益」（不競法3条、4条）を侵害された者に該当するか

- (1) 不競法2条1項3号は、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、輸入する行為等が不正競争行為に当たる旨規定するところ、その趣旨は、費用及び労力を投下して商品を開発し、これを市場に置いた者が、一定期間、投下した費用等を回収することを容易にして商品化の誘因を高めるため、費用及び労力を投下することなく商品の形態を模倣する行為を規制することにあるものと解される。そうすると、同号の不正競争行為であるとして差止め（不競法3条）又は損害賠償（不競法4条）を請求することができる者とは、自ら費用及び労力を投下して商品を開発し、これを市場に置いた者をいうと解するのが相当である。

これを前提として検討すると、原告各製品（第4世代製品）と被告各製品は、本件中国法人で製造され、それぞれ中間業者を経て、日本国内に輸入さ

れ、発売されているものと認められるところ、控訴人は、原告各製品は本件中国法人に製造を委託したものであり、控訴人が多くのパーツに至るまで自ら設計し、パーツメーカーと使用について協議して決定し、これを本件中国法人に搬入して組み立てている旨主張するが、控訴人が、原告各製品の特徴的部分ないし重要部分というべきシェード部分について、自ら費用及び労力を投下して商品を開発したことを裏付ける証拠はない。控訴人とパーツメーカーとの間で安定器のワット数及びリモコンの印字等に関して協議がされたことは認められるものの、これらを原告各製品における特徴的部分ないし重要部分と位置付けることはできないし、控訴人が本件中国法人に委託して原告各製品を製造させるに至るまでの具体的なやり取り、控訴人又は控訴人が第三者に委託して作製させた原告各製品（特にシェード部分）の設計図や仕様書等は、いずれも証拠として提出されていない。

また、原告各製品の特徴的な形状であるシェード部分に関して、少なくとも、原告製品２は、レ・クリント社のモデル３０と類似するものであり、中国国内では同社のシーリングライトに類似する商品が流通していたことが認められる。

そうすると、その他の点について判断するまでもなく、原告各製品（第４世代製品）を製造及び販売するに当たり、控訴人が自ら費用及び労力を投下して商品を開発したと認めることはできない。

- (2) 以上によれば、原告各製品（第４世代製品）と被告各製品は、安定器（ただし、ワット数は同じ）以外は、本体部分（発光部分、台座等）とシェード部分の構成は同一又は類似するものといえ、両製品間には実質的同一性が認められるものの、被告各製品が不競法２条１項３号に規定する原告各製品（第４世代）の商品の形態の模倣に当たるとして、被控訴人に対し、被告各製品の差止め（不競法３条）及び損害賠償（不競法４条）を求める控訴人の請求は、いずれにしても認められない。